

函館市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第41号

函館市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

函館市クリーニング業法施行細則（平成13年函館市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次に掲げる書類」を「クリーニング所の平面図」に改め、同項各号を削る。

第2条の2第2項中「次に掲げる書類」を「無店舗取次店の業務用車両の構造を明示した図面または写真」に改め、同項各号を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（営業の譲渡による地位の承継の届出書）

第4条の2 省令第2条の2第1項の届出書は、別記第4号様式の2によらなければならない。

第5条中「第2条の2第1項」を「第2条の3第1項」に改める。

第6条中「第2条の3第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

第7条中「第2条の4第1項」を「第2条の5第1項」に改める。

別記第1号様式添付書類第1項中「（クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書（同項第4号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合を除く。）」を削り、同様式添付書類第2項を削り、同様式添付書類第3項を同様式添付書類第2項とし、同様式注を次のように改める。

注 その他の事項欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

別記第1号様式の2添付書類第1項中「（クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書（同項第5号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合を除く。）」を削り、同様式添付書類第2項を削り、

同様式添付書類第 3 項を同様式添付書類第 2 項とし，同様式注を次のように改める。

注 その他の事項欄は，該当する□内にレ印を記入してください。

別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第4号様式の2（第4条の2関係）

営業の譲渡による承継届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務
所_(ふりがな)の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称お
よび代表者の氏名）
生年月日 年 月 日
電 話 局 番

営業の譲渡により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法
第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所および氏名（法人にあっては、その名称、
主たる事務所の所在地および代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日 年 月 日
- 3 クリーニング所（無店舗取次店）の名称
- 4 クリーニング所の所在地（無店舗取次店の業務用車両の自動車登
録番号または車両番号および保管場所）

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 他にクリーニング所を開設し、または無店舗取次店を営んでい
るときは、当該クリーニング所または無店舗取次店ごとの次に掲
げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所または無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地または無店舗取次店の業務用車両の
自動車登録番号もしくは車両番号および保管場所
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者が行うクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項および第2項の規定による届出の手續に係る届出書（その添付書類を含む。）については、改正後の第2条第2項および第2条の2第2項ならびに別記第1号様式および別記第1号様式の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。